

# 大型構造物試験センター運営規程

昭和 51 年 6 月 1 日制定

令和 3 年 4 月 1 日改定

( 総 則 )

第 1 条 大型構造物試験センター（以下「試験センター」という）の運営については、日本大学理工学部理工学研究所規程によるほか、この規程の定めるところによる。

( 試験センターの業務 )

第 2 条 試験センターは、その施設、設備および機器（以下「設備等」という）を使用する教育、研究、試験、検定、調査ならびにこれらに付帯する業務（以下「試験等」という）を行う。

( 試験センター長 )

第 3 条 大型構造物試験センター長（以下「センター長」という）は、大型構造物試験センター運営委員会（以下「センター運営委員会」という）の長をもってこれに当てる。

2 センター長は、試験センターの業務を総轄する。

( 運営委員会 )

第 4 条 理工学研究所に設けられたセンター運営委員会は、試験センターの運営方針、業務計画、業務報告および設備等の使用などその運営について審議する。

2 センター運営委員会は、設備等の使用の審議に当たっては第 5 条に掲げる使用優先順位を考慮するものとする。

( 設備等の使用優先順位 )

第 5 条 設備等の使用優先順位は、次のとおりとする。

- (1) 日本大学理工学部(短期大学部を含む)に在職する者（以下「部内者」という）
- (2) 部内者と日本大学に在職する者（以下「学内者」という）との共同
- (3) 学内者
- (4) 部内者と日本大学に在職しない者（以下「学外者」という）との共同
- (5) 学内者と学外者との共同
- (6) 学外者

( 設備等の使用申込 )

第 6 条 設備等の使用を希望する者は、大型構造物試験センター設備等使用申込書(第 1 号様式)を理工学研究所長（以下「研究所長」という）に提出し、その許可を受けるものとする。

2 センター長は、研究所長の命を受け、前項の申込書により設備等の使用計画を立案し、これをセンター運営委員会に付議するものとする。

( 使用料金 )

第 7 条 設備等の使用料金およびその取り扱いについては、これを別に定める。

( 安全管理 )

第 8 条 センター長は、安全管理者を指名し、安全管理に必要な処置を講ずるものとする。

2 安全管理については、日本大学安全衛生管理規程および大型構造物試験センター安全管理規程による。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日からこれを施行する。

(大型構造物試験センター運営委員会運営規程から)

## 大型構造物試験センター運営規程 改定履歴

昭和 51 年 6 月 1 日制定

昭和 55 年 6 月 1 日改定

昭和 63 年 6 月 1 日改定

平成 22 年 4 月 1 日改定

令和 3 年 4 月 1 日改定